

第五十八回 参議院法務委員会會議録第十号

昭和四十三年四月十六日(火曜日)

午前十一時三十分開会

委員の異動

四月十日

辞任

大谷 翼雄君
小山邦太郎君

補欠選任

鈴木 万平君
中山 福藏君

出席者は左のとおり。

委員長

北條 雋八君

理事

青田源太郎君
梶原 茂嘉君
秋山 長造君

委員

斎藤 昇君
中山 福藏君
大森 創造君
亀田 得治君
西村 関一君
野坂 参三君
山高しげり君

國務大臣

法務大臣

赤間 文三君

政府委員

法務大臣官房司
法務調査部長
法務省刑事局長

川島 一郎君
川井 英良君

最高裁判所長官代理者

最高裁判所事務

菅野 啓藏君

最高裁判所事務

総局民事局長

佐藤 千速君

事務局側

常任委員会専門

増本 甲吉君

説明員

法務省刑事局刑
事課長 石原 一彦君

本日の会議に付した案件

○刑法の一部を改正する法律案(第五十五回国会
内閣提出、第五十八回国会衆議院送付)

○訴訟費用臨時措置法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(北條雋八君) ただいまから法務委員会
を開会いたします。

刑法の一部を改正する法律案を議題とし、政府
から逐条説明及び資料の説明を順次聴取したいと
存じます。

○政府委員(川井英良君) 本法案につきまして、
逐条説明を申し上げます。

まず第一項は、第四十五条後段中「確定裁判」
を「禁錮以上ノ刑ニ処スル確定裁判」に改めると
いうものであります。

この改正は、刑法第四十五条後段の併合罪とな
る罪の範囲を、禁錮以上の刑に処する確定裁判が
あった罪と、その裁判確定前に犯された罪とに限
るものとしようとするものであります。

元来、数個の罪について訴追された被告人に対
して有罪の裁判をする場合に、一罪につき一刑を
科する原則をとるならば、犯罪の数だけの有期自
由刑を併科することとなり、犯人に過酷な結果
を来し、また、死刑と死刑、無期刑と無期刑を
併科することとなり、刑の執行を不能ならしめ
る等不当な結果を生ずることとなるので、諸國の
立法例においては、このような場合には、併科主
義を緩和して後述のいわゆる吸収または制限のあ
る加重主義を適用し、数個の罪の全体を評価して
一刑を科することとしているのであります。

わが刑法においては、確定裁判を経ない数個の

罪を同時に審判して有罪の告知をする場合は、こ
れを第四十五条前段の併合罪として、これに科す
べき主刑につき次のような原則によっているので
あります。

その第一は、いわゆる吸収主義に關し、一罪に
ついて死刑に処すべきときは、他の刑を科さな
い。また、一罪について無期の懲役または禁錮に
処すべきときは、罰金及び科料以外の他の刑を科
さない。

その第二は、いわゆる制限のある加重主義に關
し、有期の懲役または禁錮に処すべき罪が二個以
上あるときは、その最も重い罪の法定刑を一定限
度で加重した刑期範囲内で一個の懲役または禁錮
の刑を科する。

その第三は、いわゆる併合主義に關し、罰金に
ついては、死刑以外の他の刑とはこれを併科し、
罰金に処すべき罪が二個以上あるときは、その合
算額の範囲内で一個の罰金刑を科する。拘留は、
死刑及び無期の懲役または禁錮以外の他の刑と、
また科料は、死刑以外の他の刑と、いずれも併科
し、拘留または科料に処すべき罪が二個以上ある
ときも二個以上の拘留または科料をいづれも併科
するというものになっております。

すなわち、わが刑法は、原則として、禁錮以上
の重い刑に処すべき罪が二個以上ある場合には、
併科主義を緩和する吸収または制限のある加重主
義をとっており、数個の罪のうちに罰金以下の刑
に処すべき罪がある場合は、原則として、併科主
義によることとしております。例外となる場合は、
数個の罪のうち、一罪について処すべき刑が
罰金以下であって、他に死刑に処すべき罪が競合
しているとき及び一罪について処すべき刑が拘留
であって、他に死刑または無期の懲役もしくは禁
錮に処すべき罪が競合しているときであって、こ
の場合には、吸収主義をとっているのであります。

ところで、審判の対象となつてゐる数罪の間に
すでに確定裁判が存在する場合は、その確定裁判
があるにもかかわらず、さらに犯した罪とその裁
判確定前に犯した罪とを併合して全体として評価
し、いわゆる吸収または制限のある加重主義のも
とに一個の刑を科するものとすることは、不当に
犯人に利益となることがあるので、わが刑法は、
第四十五条後段において、右の併合罪の範囲を制
限し、確定裁判にかかる罪と、その裁判確定前に
犯した罪とを併合罪とするものとし、右の確定裁
判後に犯した罪については、これを別個に評価し
て別に刑を科することとしているのであります。

したがって、ある罪について確定裁判があつた
場合、その前後に犯された二個以上の罪が右の確
定裁判のあつた後に審判されるときは、これら二
個以上の罪の併合罪関係は右の確定裁判によつて
遮断され、その犯人は常に二個以上の刑に処せら
れることとなるわけでありませう。

しかしながら、この場合、右の確定裁判の前後
に犯された罪がいずれも禁錮以上の刑に処すべき
罪であるときは、確定裁判後に犯された罪を別個
に評価し、確定裁判前に犯された罪との間に吸収
または制限のある加重主義を認めない点におい
て、併合罪関係を遮断するかどうか最も実質的
な差異が生ずるわけでありませうが、確定裁判の前
後に犯された罪がいずれも罰金以下の刑に処すべ
き罪またはそのいずれかが罰金以下の刑に処すべ
き罪であるときは、その罪の処断が原則として併
科主義による以上、別個に評価するかどうか実
質的な差異はほとんどないわけでありませう。

したがって、かように数個の罪の併合罪関係を
その間に確定裁判が存在することによつて遮断す
ることは、前後の罪がいずれも禁錮以上の刑に処
すべきものであるときに最も実質的意義があると
すれば、このような併合罪関係を禁錮以上の刑に
処する確定裁判によつて遮断することは別とし

て、必ずしも罰金以下の刑に処する確定裁判によつてまで遮断しなければならないというものはなく、かえつて、罰金以下の刑に処する確定裁判によつても併合罪関係を遮断することとするとは、刑事裁判の手續及び刑の執行の手續に複雑さを加えるものであり、また犯人に不利益を生ずる場合もある。この際、刑法第四十五条を改正して、併合の関係を遮断する確定裁判を、禁錮以上の刑に処するものに限らうとするものであります。

近時、道路交通違反の罪等によつて罰金以下の刑に処せられる者がきつめて多数に及んでいるのであります。このような裁判も、それが確定すれば刑法第四十五条後段の確定裁判に含まれるので、数個の罪で訴追されたすべての事件の裁判においてその調査を必要とするのであります。そのため、検察庁における捜査の段階においても、裁判所における審理の際にも、右のような確定裁判の存否について明確を期するため、その調査を行なつてゐるのであります。元来この調査には相当の時間と手数が必要とし、その事務量は少なからぬ実情にあるのであります。そこで、右のような現状にかんがみ、刑法第四十五条後段につき、早急に今回のような改正を加えることは、現下における刑事裁判手續の迅速円滑な運用をはかる上においてもきつめて有意義であると考えるのであります。

なお、すでに公表されている改正刑法準備草案は、その第六十三条において、今回の改正法律案と同趣旨の規定を設けてゐることを付言いたしました。

次に、本法案の第二項は、第二百一十一条中「三年以上ノ禁錮」とあるのを「五年以下ノ懲役若クハ禁錮」に改めるといふものであります。

この改正は、最近の自動車運転に基因する業務上過失致死傷事件及び重過失致死傷事件等の実情にかんがみ、その法定刑に新たに五年以下の懲役を加えるとともに、法定刑の禁錮の長期を五年に引き上げようとするものであります。

まず、法定刑に新たに懲役刑を選択刑として加える点であります。近時における自動車運転に伴う業務上過失致死傷及び重過失致死傷事件等の中には、傷害、傷害致死等のいわゆる故意犯とはほとんど同程度の社会的非難に値するものが相当数見受けられるに至つてゐるのであります。たとえば、相当量の飲酒をした上での酒酔い運転、運転技量の未熟な者の無免許運転、はなはだしい高速運転等のいわゆる無謀な運転に基因する事犯中には、きつめて軽度の注意を払えば人の死傷等の結果を容易に予見し、その発生を防止することができたにもかかわらず、これをさへ怠つたため、重大な結果を生じしめたような事案が見受けられるのであります。これらの事案は、故意犯に属するいわゆる未必の故意の事案と紙一重の事案であり、このように人命を無視するような態度で自動車運転した結果、人を死傷にいたした場合も、単に故意犯でないとの理由で、禁錮刑ないし罰金刑によつて処罰せざるを得ないことは、国民の道義的感覚からいってむしろ不自然に感ぜざるを得ないといふべきであり、この種事犯中きつめて悪質重大なものに対しては、懲役刑を科し得るものとすることが相当であると考えられるのであります。

次に、法定刑のうち禁錮刑と新たに加えるべき懲役刑の長期をそれぞれ五年とする点であります。近時における自動車交通の発達に伴い、主として自動車運転に基因する業務上過失致死傷及び重過失致死傷の事案は、一般的にその過失の態様、程度のみならず、その行為の結果において重大なものが増加しつつあることにかんがみると、犯情の最も重大なものに対しても現行の禁錮刑について定められた三年をもつて責任を評価することは、いささか軽きに失すると思へられるのであります。諸外国のこの種の事犯に関する立法例等をも参酌すれば、法定刑の上限をこの程度に引き上げることが望ましいと考えられ、これによつて過失の態様、程度及び行為の結果に応じ、具体的事案に即したより適切妥当な刑の量定をな

し得ることとなるのであります。

なお、すでに公表されている改正刑法準備草案は、第二百八十四条において、業務上過失致死傷及び重過失致死傷の罪に対する自由刑として、今回の改正法律案と同様「五年以下の懲役もしくは禁錮」を規定してゐることを付言いたします。

最後に附則であります。附則の第一項は、「この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する」といふものであります。これは、改正法の施行期日を定める規定であります。

その第二項は、「この法律による改正後の刑法第四十五条の規定は、数罪中のある罪につき罰金以下の刑に処し、又は刑を免除する裁判がこの法律の施行前に確定した場合における当該数罪についても、適用する。ただし、当該数罪のすべてがこの法律の施行前に犯されたものであり、かつ、改正後の同条の規定を適用することが改正前の同条の規定を適用するよりも犯人に不利益となるときは、当該数罪については、改正前の同条の規定を適用する」といふものであります。

前項によれば、改正法の施行後に罰金以下の刑に処し、または刑を免除する確定裁判があつた場合におけるその罪とその他の確定裁判の前及び後に犯された罪について、改正法による改正後の刑法第四十五条の規定の適用があることは明らかであります。しかしながら、改正法の施行前に確定裁判があつた場合におけるその罪とその他の確定裁判の前及び後に犯された罪について、新法の適用があるかどうかは必ずしも明らかではないので、この項は、本文において、これらの罪についても新法を適用することを明らかにしたものであります。したがつて、改正法施行前に確定裁判があれば、上記の罪のうち、確定裁判の後に犯した罪が、改正法の施行前にあつたと施行後にあつたと、すべて新法が適用されることとなるのであります。これは、確定裁判の前と後に犯された数罪を併合罪としない現行法に比し、新法は併合罪とすることに

よつて一般的に犯人に有利な取り扱いとなり、また、新法の取り扱いによれば、刑事裁判の迅速円滑な運用をはかり得ることとなるので、このよう

な取り扱いを認めることとしたのであります。ただ、特定の場合には、新法を適用することが、改正法による改正前の刑法第四十五条の規定を適用するよりも、犯人にとって不利益となることがある。この点、刑法第六条の趣旨をくみ、この項ただし書きで、対象となつてゐる数罪がすべて改正法の施行前に犯されたものである場合において、犯人に右のような不利益が生ずるときは、例外的に旧法によることとしたのであります。

その第三項は、「前項の規定は、この法律の施行前に確定した裁判の執行につき従前の例によることを妨げるものではない」といふものであります。

この項は、前項の規定が、数罪中のある罪につき罰金以下の刑に処し、または刑を免除する裁判が改正法の施行前に確定し、その他の罪の全部または一部につき改正法施行のときまでにまだ確定裁判がない場合に関する規定であります。その他の罪の全部または一部につき改正法施行前に禁錮以上の刑に処する確定裁判があつた場合におけるその刑の執行については、すべて従前の例によるべきものであることを念のために明らかにしたものであります。

以上がこの法律案の逐条説明であります。○説明員(石原一彦君) それでは次に、お配付申し上げました刑法の一部を改正する法律案についての資料につきまして御説明申し上げます。

ページを追いまして御説明申し上げます。第三ページは、刑法の一部を改正する法律案の要綱でございます。

第七ページは、この刑法の一部を改正する法律案そのものを掲載したものでございます。

次に、第十一ページの新旧対照条文及び参照条文は、改正法案が成立した場合に現行法の規定がどういうふうになるかというところを書いたものでございます。そのうち中心になります四十五条

と二百一十一條につきまして読み上げさせていただきます。四十五條につきまして、現行法では「確定裁判ヲ經サル數罪ヲ併合罪トス若シ或罪ニ付キ確定裁判アリタルキハ止タ其罪ト其裁判確定前に犯シタル罪トヲ併合罪トス」とございまして、改正法におきましては「確定裁判」といいますのを「禁錮以上ノ刑ニ処スル確定裁判」と改めるものでございまして、それから第二百一十一條は、現行法が「業務上必要ナル注意ヲ怠リテ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ三年以下ノ禁錮又ハ千円以下ノ罰金ニ処ス重大ナル過失ニ因リ人ヲ死傷ニ致シタル者亦同シ」というところの「三年以下ノ禁錮」という箇所を「五年以下ノ懲役若クハ禁錮」に改めるものでございまして、

次に、二二ページから二三ページにかけては参照条文がございまして、ただいま読み上げました第二百一十一條の罰金千円と申しますのは、罰金等臨時措置法によりましてこの場合には五万円になるということとを明らかにした法律を掲げたものでございまして、

第一九ページ以下は、四十五條關係の資料でございます。第一九ページは、いわゆる競合犯というものの立法の沿革を記載いたしました。

一九ページの一番最後の昭和三十六年改正刑法準備草案（競合犯）の項がございまして、ただいまの逐上説明中、この準備草案においても同様な規定ができていたというふうに申し上げました点は、この点に關するものでございまして、

それから二二ページは、刑法四十五條後段が適用される場合を例示、図解いたしましたものでございまして、すなわち、一人の者がA、B、C、D、Eという犯罪を犯した場合に、Cという罪につきさきに確定裁判があったという場合には、A、Bは刑法第四十五條後段の併合罪に相なるわけでございまして、その確定裁判を経たあとのD、Eという犯罪につきましては、刑法第四十五條前段の併合罪になるということでございまして、

なお、これに關します判例を二二ページより二三ページまで掲げた次第でございまして、

次に、二五ページ以下は、刑法第四十五條の後段が適用されて判決の主文が二つに分かれた事例を調べました。

二五ページの四十年について申し上げますと、第一審で有罪になりました被告人の数は四百六十一万九千三百四十五人でございまして、そのうち地方裁判所では五万七千七百六十六人、それから簡易裁判所では四百五十六万二千二百二十九人に相なるわけでございまして、この数字をもとにいたしまして四十五條後段の適用の實態がどうなっているかということを示したのが、二六ページ以下の表でございまして、

二六ページの表は非常に複雑でございまして、二六ページの一番最後にございまして平均について簡単に申し上げますと、刑法第四十五條後段が適用された結果主刑が二つ以上に分かれた場合の被告人の数は千三百四十五人でございまして、そのうち中間確定裁判というものが禁錮以上の刑になっている者がどれだけあるかと申しますと三百九十四人でございまして、千三百四十五人に對する率をとりますと二九・九％に相なります。したがって、残りの九百五十一人、このパーセントは七〇・一％でございまして、これが罰金以下の刑に相なるわけでございまして、その九百五十一人のさらに内訳を見まして、二つに分かれた場合の刑が両方とも懲役であるか、あるいは懲役と罰金であるか、あるいは罰金以下であるかというふうな、三段階に区分いたしましたのがその表でございまして、懲役刑のみのものが八百二人、懲役刑と罰金以下のものは百二十三人、罰金以下のものが二十六人、こうなるわけでございまして、

なお、カッコ書きにいたしましたのは、その事件のうち道路交通法違反事件にかかるものでございまして、ただいま申し上げました数字の内数に相なるわけでございまして、

次に、二七ページの表は、高等裁判所におきまして刑法四十五條後段を適用しなかったということによって破棄されたという事件数を掲げました。合計で申し上げますと、昭和三十七年から四

十二年の十月まで七百七十件あるわけでございまして、このうちの百四十五人、率にいたしましたら五・三％が、中間確定裁判が罰金以下であるものを看過したために高等裁判所で破棄されたものでございまして、したがって、改正法が成立いたしましたら、この分につきましては調査の勞が非常に省けるということに相なるわけでございまして、

その次に、二八ページにある表は、ただいま申し上げましたように、高等裁判所で一審が中間確定裁判を看過したというので破棄されたものにつきまして、刑が変わっているであろうか、いらないであろうかということをお調べした表でございまして、これにつきましては、二八ページの表の左のほうの計について申し上げますと、合計が百七十人でございまして、そのうち一審と同じものが百十三人に相なるわけでございまして、この率は六六・五％になります。したがって、實質上刑が分かれましたも、刑の総量におきましては一審の計と同じということに相なるわけでございまして、

次に、二九ページ以下五七ページまでは、ただいま申し上げました四十五條後段を適用して原則判決を破棄いたしました控訴審の判決結果につきまして事例をもつて御説明するという趣旨で全事件を登載したものでございまして、

しばらく飛びまして、五九ページ、犯罪の競合に關する外國の立法例でございまして、今回行なおうとする改正におきましては、ほかの外國の立法例もあるということをお知らせしたものでございまして、六〇ページに1、2、3と一応三つの範疇に分けて説明を加えてございまして、日本の場合にはむしろ3の類型に属するものでございまして、その刑法典の名前を六〇ページで書きまして、その内容を六一ページから六三ページまで記載したものでございまして、

次に、六七ページ以下は、刑法二百一十一條關係の資料でございまして、

六九ページの統計は、交通事故による死傷者の

累年比較をいたしました。なお、四十二年度におきましては、本資料作成の段階におきましては六月までの統計がわかつていたにすぎないのでございまして、その後判明いたしました分につきましては、補正表をもちまして後に御配付申し上げますが、近年の数字だけ申し上げますと、昭和四十一年度における死者数は一万三千九百九十四人でございまして、分に直しますと、三十八分に一名が死亡しているという結果に相なります。なお、同じ四十一年度の負傷者数は五十一万七千七百七十五人でございまして、これは五十分一秒に一名が負傷している結果と相なるわけでございまして、なお、四十二年年度の死者数は一万三千六百八十八人でございまして、三十八分六秒の間に一人の方がなくなっているという数字になります。なお、負傷者は六十五万五千三百七十七人でございまして、四十八秒に一人の方がけがされているという数字になるわけでございまして、

次に、七〇ページ、七一ページの数字について御説明申し上げます。これは業務上過失致死傷事件等の通常受理人員の推移を見たものでございまして、七一ページの左の欄、左から二欄目に刑法犯の通常受理人員がございまして、これは刑法に該当するものとしたしまして検察庁で受理した数字でございまして、昭和四十一年度は八十二万五千三百二十一人検察庁で受理いたしましたのでございまして、そのうちの四二・四％すなわち三十四万九千九百五十二人になるものが業務上過失致死傷事件と相なるわけでございまして、なお、四十二年度の刑法犯通常受理人員は八十七万二千五百五十二人でございまして、それに対する業務上過失致死傷事件の受理人員は四十四万一千六百六十八人、指数にいたしましたら五四・七となります。この四十四万一千六百六十八人を刑法犯の率で見ますと、五〇・六％に相なるわけでございまして、実に刑法犯受理人員中の半数以上が業務上過失致死傷事件であるということに相なるわけでございまして、

なお、ここには書きませんが、従前は窃盗が刑法犯中代表的なものであるということでござい

さいまして、刑法犯のうちで最も多いのは窃盗でございましたが、昭和三十九年以降は業務上過失致死傷事件が窃盗を上回る結果と相なっております。

次に、七二ページ、七三ページでございますが、これは起訴の人員を比較いたしました表でございます。起訴率と、それを内容的に分けまして、公判請求と略式命令に分けた表でございます。

次に、七四ページ、七五ページは、以下七九ページまであります表の総括でございます。すなわち、業務上過失致死傷事件と重過失致死傷事件の双方につきまして、受理とそれに対する処理状況、すなわち起訴と不起訴を分けた表でございます。

そこで、その内訳表のほうの説明は省略させていただきますまして、八〇ページ、八一ページについて御説明申し上げたいと思います。

これから九三ページまでの表は、業務上過失致死傷事件と重過失致死傷事件の科刑状況についての統計表でございます。このうち御留意をわずらわしたい点は、八一ページの左から五欄、六欄でございます。禁錮刑に処せられた者の三年以上の欄と二年以上の欄についてでございます。三年以上の欄につきましては、昭和三十年、三十五年以下三十九年まで累年増加の一途をたどっておりまして、昭和四十年には六人と事件数では減っております。しかしながら、二年以上の刑を見ますと、昭和三十六年以降累増の一途をたどっておりまして、いわば法定刑三年のうち、悪質と見られる、おそらく結果も重大であったらうと思われる二年以上の刑について足してみますと、昭和三十年は六人、昭和三十五年は十八人、昭和三十六年は二十三人、昭和三十七年は四十五人、昭和三十八年は四十九人、昭和三十九年は五十五人、昭和四十年は七十一人と、毎年累増の結果と相なっているわけでございます。

以下は、業務上過失致死傷、業務上過失傷害、

業務上過失致死、重過失致死傷、重過失傷害、重過失致死等に関する内訳表でございますので、説明を省略させていただきます。

次に、九四ページ、九五ページの統計表でございますが、これは業務上過失致死傷及び重過失致死傷の科刑状況の比率をとったものでございます。注目すべき点は、禁錮の実刑率でありまして、一番最下欄にございますが、最近におきましては二九％、二七％、二九％という傾向でございまして、実刑そのものは横ばいになっていると思われるのでございます。

次に、九六ページ、九七ページは、業務上過失致死傷及び重過失致死傷の略式事件についての科刑状況を示したものでございます。

次に、九八ページ、九九ページまでは、道路交通法、違反事件の受理人員の推移を表にいたしました。

次の一〇〇ページ、一〇一ページの第九表におきましては、道路交通違反事件の処理人員を比較したものでございます。

一〇二ページ、一〇三ページは、道路交通違反事件の科刑状況を統計で示したものでございます。この点も、三年以上あるいは二年以上という懲役になりましたところが問題になるところでございまして、二年以上を足しますと、昭和三十五年におきましては一人、昭和三十六年は二名、昭和三十七年は六人、昭和三十八年は七名、昭和三十九年は六人、四十年は二十人、これまた累増の結果を示しているものでございます。

一〇四ページ、一〇五ページの第十一表は、道路交通違反事件の略式と即決事件の科刑状況を示したものでございます。

次に、一〇六ページ、一〇七ページは、東京都におきまして人口と車両の数字を示しました。人口につきましても増加しているのがありますが、ただいま問題になっております自動車につきまして、一〇六ページ、一〇七ページの左から三欄について申し上げますと、明治四十年、すなわち刑法が制定された年におきましては十六台でござい

ましたが、昭和四十一年におきましては百三十万台をこえるという結果に相なっているという表でございます。

次に、一〇九ページでございますが、これは刑法二百一十一條がいかなる立法の経過をたどったかという表でございます。明治四十年に制定されました当時におきましては業務上過失致死傷罪だけでございますが、昭和二十二年の法律改正によりましていわゆる重過失致死傷罪が加わったというところでございます。

なお、一一〇ページの数字の4と書いてあります改正刑法準備草案は、先までの逐条説明にもございましたように、刑の体系に関する限りは本改正案と同じであるという準備草案を示したものでございます。

一一一ページの表は、自動車運転と刑法二百一十一條との関係を図解いたしましたものでございまして、まんな中に昭和三十三年の判例がございまして、これは業務に関する最高裁の指導的な判例という意味でこれを掲げました。

なお、自動車につきましては、バス、タクシー、トラックの運転手、いわばそれを営利として運転している運転手、あるいは会社、官庁、商店等の雇われている運転手、あるいはオーナードライバーである医師、商人、サラリーマン、さらに免許を持たない者でございまして、反復しておれば業務上過失致死傷罪のいわゆる「業務」というものになるということを明らかにしたものでございまして。

次に、一一四ページから一四五ページまでは、昭和三十三年の年頭より昭和四十二年十月末までの、三年以上の実刑になったということで法務省刑事局に報告のありました事例を掲げたものでございまして。御注目いただくであろうと思われる分についてのみ御説明申し上げます。

一一五ページのナンバリーは、西宮のタンクローリー炎上事件といわれたものでございまして、禁錮三年六月の刑になっております。

なお、ナンバリー3は、猿投町事件といわれたも

のでございまして、ダンブカーによりまして保育園の子供等合計三十三人、うち一人が死亡したものでございまして、禁錮三年の最高刑が言い渡された事犯でございます。

次に、一一六ページのナンバリー5は、三河島事件でございます。国鉄の事件につきましては後に申し上げますが、この三河島事件ともう一件の合計二件が懲役二年以上になっているわけでございます。なお、ここでは、三河島事件につきましては禁錮三年の分のみを掲げましたが、ほかに懲役二年になっているものもございまして。

次に、しばらく飛びまして、一二〇ページのナンバリー25、これも自動車以外の業務上過失致死傷事件のものでございまして、水上温泉菊富士ホテルにおける従業員の不注意に基づきました事故でございまして、泊まり客三十人が死に、二十人にけがをさせた事案でございます。

次に、一二七ページのナンバリー66、これが上田鉱業の炭坑爆発事件でございまして、禁錮二年に相なっております。その隣のナンバリー67、これは津の参宮線事件でございまして、運転士が赤信号を無視したことによって生じた事故でございまして、先ほど申し上げました三河島の事故と津の参宮線事故の二件が禁錮二年以上の実刑になった案件でございます。

それから、さらにしばらく飛びまして、一三六ページ、一三七ページ、ナンバリー14、ナンバリー15、ナンバリー16がいずれも重過失致死事件でございまして、自動車以外の事故事件でございます。

以上百七十九例中、ただいま申し上げました七件を除きまして、残りが自動車の交通事故による業務上過失致死傷あるいは重過失致死傷事件と相なっているわけでございます。

次に、一四七ページから一五四ページまでは、自動車の人身事故事犯につきまして故意犯の認定をなされた事例を掲げたものでございまして。動機があり、あるいは未必の故意が認められたというものにつきましては、検察官におきましても故意犯の適用を至適とし、裁判所もまた故意犯で認

定したものでございまして、これが昭和三十九年から四十年の十月までの事例でございしますが、合計三十二例あるわけでございします。

なお、最後に、一五五ページ以下は外国の立法例を掲げたものでございまして、おおむね懲役五年という線が各国ともっている例であらう、こういうことを示すために立法例を集めたものでございします。簡単に申しますと、ドイツでは、死んだ場合は五年、傷害の場合は三年。その内容につきましては、自動車、電車、船舶、航空機、すべて含めていろいろございします。

一五七ページ、ナンバー二にございまして、スイスは懲役三年でございします。

なお、しばらく飛びまして、一六〇ページのナンバー六以降は東欧の法制を集めたものでございまして、ブルガリアにおきましては最高刑は懲役十年になっているようであります。

一六四ページ、ナンバー一、チエコスロバキアにおきましては、死んだ場合は十年、けがした場合は五年というような法定刑のようであります。

ナンバー一は、ソ連邦の共和国を形成しておりますロシア共和国の刑法典でございしますが、死んだ場合には懲役十年となっているようでございします。

なお、英米法の関係におきましては、一六九ページ、ナンバー一八とナンバー一九にございしますが、ニューヨーク州の刑法におきましては懲役五年、なお、イリノイ州におきましては、自動車運転で死の結果を来した場合には懲役十年というのが最高刑になっているようでございします。

以上をもちまして資料説明を終わります。

○委員長(北條八重) 本案の自後の審査は後日に譲ることいたします。

○委員長(北條八重) 次に、訴訟費用臨時措置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないたいと存じます。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○龜田得治君 まず最初にお聞きしたいのは、今回の改正では、当事者並びに証人の日当について、現在千円以内というのが千二百円以内、二百円上がった。それから鑑定人などにつきましては、七百円以内というのが三百円上がって一千円以内、こうなっているわけですが、提案説明によりますと、物価指数その他諸般の事情を考慮してこのように上げた、こう言われているわけですが、そこで、最初に物価指数の問題ですが、これはどういふふうな基準でとられたものか、御説明を願いたいと思ひます。

○政府委員(川島一郎君) 証人の日当と鑑定人の日当と、今回はこの両方を値上げいたしているわけでございしますが、証人の日当は、昭和三十七年に改正いたしまして、その次が今回の改正でございます。それから鑑定人のほうは、昭和三十一年に改正いたしておりますので、これは十二年ぶりの改正ということになるわけでございします。

そこで、お尋ねの点でございしますが、証人につきましては、昭和三十七年から現在までの物価の変動というものを考えたわけでございしますが、大體賃金と物価と、それぞれ指数が違います。それで、これを全部大體ひくくめまして計算をいたしました。昭和三十一年当時を一〇〇といたしまして、昭和三十一年当時と現在とを比較するわけでございします。これは実は、証人の日当、それから鑑定人の日当の性質によりまして、どういふ点の値上がり計算に入れるかというのを少し区別して考えたわけでございしますが、鑑定人につきましては、賃金のほうは除外いたしまして、物価だけの指数を平均して見たわけでございしますが、昭和三十一年を一〇〇といたしました場合に、現在では一三五、大體三割五分の増加ということになっております。

○龜田得治君 いま両方の御説明がありました。が、現在というのは、いつの時点ですか。

○政府委員(川島一郎君) 本年、つまり昭和四十三年でございします。

○龜田得治君 本年といいますが、こういうのは大體時点を明確にいたしますね。そういう意味でお聞きしているわけですが。

○政府委員(川島一郎君) 本年の一月でございします。

○龜田得治君 この証人の場合と鑑定人の場合で、指数をとられる場合に、証人の場合は賃金と物価をとった、二つを平均して出した、鑑定人等の場合には、賃金を除いて物価の指数だけをとって出した、区別をされたようですが、これは何か理由があるわけでしょうか。

○政府委員(川島一郎君) 証人の日当でございしますが、証人に対して日当を支給する趣旨と申しますか、その日当の性質を考えると、大體二つの意味があるかと思ひます。

その一つは、出頭に必要な雑費を支給するという意味でございします。これは従来大體国家公務員の日当がその趣旨で支給されておりましたので、証人につきましてもそれと同じような意味合いで出頭雑費を見る必要があるかと考えたわけでございします。そこで、その点につきましては、先般の改正の際にも、大體国家公務員の六等級の職員の日当——当時三百円でございましたが、これを基準にして考えておりましたので、現在では同じく六等級の職員の日当、これが昭和四十一年に改正になりまして現在四百円でございします。これを基準にして考えておるわけでございします。

それから、日当の持ちますもう一つの意味といはしまして、損失補償の分というのがございします。これは、証人として裁判所に出頭したために、その間自分で働いて収益を得ることができなくなった、その利益を得られなかったことに対する補償の趣旨でございします。この損失補償分につきましては、先ほど申し上げました値上がりの影響を考えようとしたわけでございまして、この損失補償は、賃金と物価との平均の指数によって計算するのが妥当ではあるまいかというところから、先ほど申し上げましたような一五〇という指数を一応考え次第でございします。

それから、鑑定人の場合でございしますが、鑑定人の場合は、御承知のように、日当のほかに鑑定に對しまして鑑定料というものが支給されます。そこで、鑑定人の日当の性質といたしましては、どうしても出頭雑費のほうに主眼が置かれることになりまして、損失補償分については、全然見る必要がないというわけではございしませんけれども、それは、と多く考える必要はないのではないかと、いふようなところから、これは物価指数だけの率で考えたほうがよろうというふうに考えたわけでございします。

○秋山長造君 ちょっと関連。三十七年の改正で証人の日当千円になったわけですね。その前幾らだったのですか。

○政府委員(川島一郎君) この参考資料の九ページに、その従来の値上げの状況を記載した表がございしますが、これをご覧いただきますとおわかりになりますように、千円の前は三百円であったわけでございします。

○秋山長造君 そうしますとね、鑑定人のほうは三十一年の改正で七百円になったわけですね。だから、三十一年から三十七年に至る六年間というのは、逆に鑑定人のほうは七百円で、証人のほうは三百円だったわけですね。いまの現行法になると、今度証人のほうは物価だけでなしに賃金というところも考慮して鑑定人よりだいぶ高くしてある。その三十七年以前は逆に証人のほうが鑑定人の半分以下というふうになってます。それは何か、当時といふ基準のとり方といふますかね、事情が全然変わったわけですか。

○政府委員(川島一郎君) この証人の日当と鑑定人の日当の間に差異を設けるかどうか、それから差異を設けた場合にどちらを高くしたほうが合理的であるかという問題がまずあるわけでございします。これは非常にむずかしい問題でございまして、考え方によって違ってくるように思われます。仰せのとおり、昭和三十一年以前におきましては証人の日当よりも鑑定人の日当のほうが相当高かったわけでございします。なぜこういうことになったかということにつきましては、あまり

その点を説明したものがございせんので、私の推測でございますが、証人というのは裁判所に係属しております事件に直接何らかの關係を持っておる者でございます。およそ国民は、納税の義務があると同じように、裁判に協力する義務があるわけでございます。その事件に關係を持っておる者は裁判所に出てきて必要な証言をする義務があるというふうに考えられるわけでございます。が、この義務の程度が証人の場合には非常に強いわけでございます。ところが、鑑定人のほうはその事件に直接關係があるという者ではございせん。特定の事項についての判断の知識、技能というふうなものを持っておる者であります。そういう意味では、裁判所に出てきて鑑定をする義務というものはそれほど強くないわけでございます。おそろくそういう点を考慮いたしまして、証人については普通より幾らか安い日当、それから鑑定人についてはなるべく普通並みの日当を差し上げるのが至当ではないかと、こういう考えで鑑定人の日当のほうが高くなつていたのではないかと申すわけでございます。ところが、御承知のように、物価がだんだん上がつてまいりまして、日当の額を是正しなければならぬというときになりました。証人につきましては、先ほどちょっと申し上げましたが、損失補償的な意味がかなり含まれていて、そういう趣旨から、その点を大幅に取り入れて考える必要があるということで、昭和三十七年の改正がなされたわけでございます。ところが、鑑定人につきましては、これは報酬、俗に言う鑑定料というものが別に支給されますので、それは損失補償というものは考えなくてもいいのではないかと、こういうところから、鑑定人については特に値上げが行なわれなかつた。こういう關係で、考え方が変わったということになろうかと思ひますけれども、現在では証人の日当が鑑定人のそれよりも高くなつていて、こういうことではないかと考えております。

○秋山長造君 三十七年ですから、六年ばかり前ですが、そのときにあなたがこういう仕事をやっておられたかどうか知りませんが、そうすると、まあまあいとおつたようなことで一部の事情はわからぬこともない。しかし、それにしても、相当、昭和十九年から表がずっと出ておりますが、ずっと伝統的に長年の間、証人の日当が非常に安くて、鑑定人の日当がだいぶ上回つて、三倍くらいにきております。それが、三十七年になつて急に——いろんな物価その他の変動ということを考慮したにしても、逆になつてずっとクロスしてきているわけですね。特に、一般の会社なんかでこの日当なんかの立て方というところなら、ある程度根拠なしに何となくいろいろなることを考慮してということも理解できるのですが、こういう法務省あたりで、特に訴訟費用なんかというふうな、一番法律的にきちつとやつていかなければならぬというふうな性質の日当について、ばく然とこういうふうに逆になつてきたような何か相当根拠があつてやつたのではないかと申すのですが、そうすると、いままでは証人の人権というものがないか、げんかに考えられておつた、したがつて、何ぼかやつておけばいいんだというくらいな扱いでずっと伝統的にきていたのが、それじゃいかぬということ、こういうふうな三十七年を境に逆になつてきたんでしようか。いまあなたのおっしゃる程度のばく然とした事情で、長年鑑定人は三倍、証人は三分の一くらいですつと扱われてきたものが、三十七年から逆にこうなつてきたという、その切りかえどきの事情というものをもう少しはつきりしませんか。

○政府委員(川島一郎君) 確かに、証人の日当が鑑定人の日当を途中から追いついたというのはいかぬ形になつておるわけでございますが、ずっと以前のほうを見ていただきますと、たとえば昭和十九年以前は、この参考資料の七ページと八ページにあるわけでございますが、この辺の日当の額というものを見ていただきますと、その当時としてはそれほど低い額ではなかつたということ。が言えるのではないかと申すわけでございます。それが、だんだん物価の変動に應じて、それに完全にスライドして上げられるということが困難でありましたために、幾らか実質的に減つてきた。それを是正するために、昭和三十六年、七年というふうな改正が行なわれて、現在の千円になつたというふうな思われるわけでありまして、鑑定人につきましては、その際あわせてやるかどうかという点は當然検討されたと思うわけでございます。が、一つには、先ほど申し上げましたように、鑑定人につきましては、普通十萬とか二十萬というふうな相当高額な鑑定料が支払われる關係にありますので、日当を少しぐらゐ減らしてもというふうな感じではなかつたかと思ひます。それから、外国の立法例などを見てみますと、証人につきましては損失補償を見る、鑑定人につきましては鑑定料を見るところが多いようございまして、そういう外国の立法例の考え方に合わせてみますと、現在のような立て方のほうがむしろそれに一致するということになるわけでございます。

○秋山長造君 だから、現在の立て方が悪いというのではないんですよ。証人を安くすべきだと言つてゐるのではないんですよ。それは、いまのほうがいいのだらうと思うが、それにしても、いまあなたがおっしゃるような、証人のほうは損失補償という意味に重点を置く、それから鑑定人のほうは、鑑定料というものが別に相当高額のものが入るのだから、安くていいじゃないかという意味、それはいまの状態でおっしゃる意味はわかるのだが、しかし、そういうことは何もいまに始まつたことではないのだし、昔から事情は同じだと思ふ。にもかかわらず、ずっと長年にわたつて鑑定人の日当のほうが高くて、七ページの表なんか見ますと、最高の場合には証人の十倍ですわね、鑑定人の日当のほう。証人のほうが十分の一ですね。だから、いづれにしても、そういう事情はいまに始まつたことじゃないので、昔からずっと一貫してゐるはずにもかかわらず、昔から鑑定人の日当のほうが高くて、比較して相対的に高くて、証人が低かつたということは、どういふ事情だつたんだろうかと思ふ。昔は、証人なんかというものは呼び出し状一本で呼びつけたらいいのだ、金なんか払ふ必要はないのだという思想が長年あつたから、そうなるのか。それとも、そうでなしに、何かほかにもっときつとした事情があつてそうなるのか。今日の現状でなしに、現状以前の長年——明治から大正、昭和と長年逆なことが続いてきている、その事情が急に変わったわけでもないだろうに、どういふものだろうかという、過去の経緯を聞いておる。疑問を持っておるのです。

○政府委員(川島一郎君) 先ほど申し落としたわけでございますが、こういう事情が一つあつたのではないかと申します。それは、民事訴訟と刑事訴訟と違つたわけでございますが、刑事訴訟の鑑定人は必ず鑑定料の支払いを受けることができたてまえになつておりますが、民事訴訟のほうの鑑定人は、これは民事訴訟費用法におきまして、鑑定について特に、あまたの時間または特別の技能もしくは費用を要した場合に相当の金額の報酬が受けられると、こういう限定的な書き方がしてあるわけでありまして、したがつて、民事訴訟の鑑定人というものは日当だけしか受けられないという場合もあり得るという法律のたてまえになつております。実際にはすべて鑑定料をもらつておりますけれども、法律のたてまえの上では鑑定料がない場合もあり得るというたてまえになつております。

○秋山長造君 それはどこ。

○政府委員(川島一郎君) 民事訴訟費用法、この参考資料の四ページの十一條の二項でござい

ですが、もうちょっときちんとした説明をしてください、次の機会にでも。

○最高裁判所長官代理者(佐藤千速君) ついでのことです。ご意見を、ちょっとよろしければ、いまの問題につきまして御参考におし述べさせていただきます。

当初、証人の日当は公務員の日当の下の方と

合せてずっと考えられてきた経過がございます。公務員の日当は何ぞやというのを考えますと、これは俸給をもらって出張したような場合の日当でございます。出張に伴うところの諸雑費、湯茶弁当代、そういうものが内容になっているのではない、かように理解したすわけでございますが、沿革的にはそれとリンクされて証人の日当というものがきまってきたという経過にあるように思われます。しかしながら、日当という同じ呼び方をいたしても、その機能と申しますか、その中身というものは必ずしも同じではないのか。同じ日当と申しても、別途報酬が支給されるところの鑑定人、通訳人、翻訳人及び国選弁護人の日当の場合、それから報酬が支給されないところの証人の日当とは、おのずからその機能を別意に考えることになるのではないかと、こういう考えが生じまして、去る三十七年に、それまで三百円にとどまっておりましたものが一挙に千円に値上げされた。で、鑑定人等の日当は七百円のままに据え置かれてきた。この三十七年の改正の際に、政府の提案理由の説明にいたしても、証人の日当の本質に照れて、出頭雑費のみならず、出頭に伴うところの遺失利益——出頭することによって収入を失うという点を補償する必要があるのだということが強調されたということから、このように一挙に三百円から千円に値上げされた。そこで、いまから経過をたどって考えてみますと、やはりその際に、同じ日当と申ししても、証人の日当につきましては、その機能の理解のしかたでございすね、それが明確になったと申しますか、変わつたと申しますか、そういうことではなからうかと

実は考えているわけでございます。

○秋山長造君 そうすると、何です、やっぱり三十七年の改正を境に証人の日当についての考え方というものがはっきり変わったわけですね、そうですね。それで、物価賃金を基準にして証人の日当をきめるようになったのも、あ三十七年の改正のときからですね。

○最高裁判所長官代理者(佐藤千速君) その点、三十七年の改正の際には、実は国会で審議をいたされた経過を振り返っていろいろ意見があったよう日当の本質論をめぐっていろいろ意見があったようには存じます。少なくとも、それまで日当とは何ぞやということが明確にされなかったままで推移した。で、千円に上がった際に、やはり出頭諸雑費、湯茶や弁当代にとどまらず、さき申しました遺失利益の補償の面をなるべくそれは見なければいけないのじゃないかというふうな思想が出てまいりまして、このような一挙に三百円から千円という改正が行なわれたように私どもは理解いたしているわけでございます。

○秋山長造君 それではいぶかりましたが、ただこの問題について当局の御説明を聞くのに、あなたの方が法律をつくられて、法律を運営される当事者ですから、これはかくかくしかじかで、す、こういう理由ですと、びしっと御答弁ができてしかるべきだろうと思ふだけども、まあお二人とも、そうだろうと思ふという、こういう御答弁で、こうだと、こうははっきり確信を持っておっしゃるわけですね。

○最高裁判所長官代理者(佐藤千速君) これは実は法の解釈にもなるわけでございます。まあ刑事の關係で申しますと、刑事訴訟法で、証人は旅費、日当、宿泊料を請求することができるとございすし、それから鑑定人等につきましても、旅費、日当、宿泊料のほか鑑定料、あるいは国選弁護人等でございますと報酬を請求できると、かように規定されております。で、同じ条文の中で、日当ということばについては変わりないわけでございます。でございすので、そういう解

釈問題もございすので、まあ裁判所といたしまして、こうだということをはっきり申し上げてしまふというところについてちゅうちょを感じましたので、従前の経過を見ますと、こういう損失補償的な面が強調されてこのような経過をたどったのであらうと、かように理解している旨を申し上げた次第でございます。

○秋山長造君 まあやっぱりこの法律をつくられる責任は法務省でしようから、この法務省で立案者がやっぱりそこははっきり説明をしてくださなければ、ただ想像みたいな話をされる、またわれわれもそれを想像して理解するようなことも困るんですが、ここに言う日当とはこういう性質のもので、何を基準にきめていくんだというのをきちんとしておいてください、それだけお願いしておきます。

○政府委員(川島一郎君) 説明がたいへん不徹底で申しわけないと思ふますが、まあ過去の経過の点につきましては、私もいろいろ考えてみたのございすけれども、何分にもその当時の資料というものが十分でございせんので、はっきりいたさなかつたわけで、このように思うというふうな多少あいまいな表現を用いたわけでございます。今回の改正の趣旨といたしましては、証人の日当につきましては、先ほど申し上げましたように、実費弁償の面と、それから損失補償の面と、この二つを考慮した、それから鑑定人につきましては、主として出頭雑費の点を考慮した、こういうことに相なるわけでございます。

○龜田得治君 民事訴訟費用法の十一條の第二項の規定ですね、鑑定人などが日当のほかに相当の金額をもらうことができると、この規定は民事訴訟費用法の当初からある規定ですね。

○政府委員(川島一郎君) これは当初からある規定でございます。ただ、民事訴訟法三百十條第二項の規定は、説明者に関する部分につきましては途中から追加されたという経過になっております。○龜田得治君 そうすると、まあ今日の規定は民事訴訟費用法がつくられた当初からあるわけだ

ね。ところが、その当時から鑑定人などは証人よりは日当が非常に高かつたわけですね。戦後よりもっと高い場合があり得たわけですね。その鑑定人などが別個に報酬をもらえらるから、鑑定人の日当からは損失補償的なものは考えなくていいのだというわけには、これは法律のたてまえがなっておりますね。だから、その辺が非常に矛盾があるわけですね、さきからの説明聞いております。で、この民事訴訟費用法でできた鑑定人などの日当というのは、日当自体の中に損失補償的なものを相当含んでおもうのですね。日当といふものは、そういうものを含むべきものなんだ、単なる雑費じゃないに。自分の仕事をやめて来るのですから。出頭して時間をつぶしておるということ、これは証人も鑑定人も一緒ですよ。だから、公務員のように一方でちゃんと月給なら月給をもらって、もう一方で特別どこかへ行くという場合は、出頭雑費でいいわけです。損失補償的なものは、一方で月給自体がそういう性格を持つていられるわけですから。そうじゃない、裁判に關係のない者がこう出てくる以上は、これは証人であるが、鑑定人であるが、私はその点では同じだと思ふのです。やはりそういう理解に立つておると思ふのです。それでしかも、鑑定人とか、そういう特殊な専門的な知識を持つておる者は、同じ時間をつぶすにしても一般的に損失が大きいだろうというふうな意味で、証人よりも相当高いものがこの日当として出し得る余地が与えられておったと私は思ふのです。そういう点、説明が出てこぬ。それ出頭雑費だけじゃ、大体これきまつたのです。だから、その考え方を否定してしまうというの、ちょっとそれでいいかどうか、さきからの説明ですと、いままでも二つあったものを、一方のほうをとってしまふ、損失補償的なものは、まあとってしまふとまでははつきりおっしゃらない、まあ低く見るといふのか、そういうふうな感じがするお答えのようですが、日当は日当としてやはり両者正當に出頭雑費と損失補償的なものを与えらるべきじゃ

いんですかね。専門的な鑑定人とか、そういう人が特別な時間を鑑定書をつくるために使うという場合には、それはそれとしてまた評価をすべきなんです、それがあから当然出すべき日当を少し証人の場合とは違った解釈をしていくというの、何か無理があるように私は思うのです。さっきの質問と非常に重複してきますが、はなはだしきこれが違った形態になるわけですからね、それとちよつとふしぎに思うわけなんです。それからもう一つは、さっきからの説明ですと、なんでしょう、大体出頭雑費的なものは四百円程度ですわね、考えられておると、残りのものは損失補償的なもの、内輪を割っていきますとそういうふうな感じがするわけですがね。それが一体損失補償的なものとして正当なものでしょうか。そうして、そういう低く損失補償的なものを出して、その人にまた専門知識を活用しているからといって別個に報酬を出す、これはどうもそこがおかしいですね。そういう別個に報酬を出さなければならぬような人が時間をつぶして出頭するのであれば、少なくとも私はやはり証人と同じようにして、場合によっては若干プラスがあつてもいいんじゃないですか、損失補償なんですから。だから、どうしてもこれは、低くするというのはつじつまが合わない、低くなるというのじゃね。もう一ぺんきちつとした説明をしてください。

○最高裁判所長官代理者(佐藤千速君) 法務省のほうで答えすべきことかもしれませんが、そういう疑問は一つ持っておりますが、いま亀田先生は鑑定人の例をおあげになりましたが、たとえば国選弁護人も同様なことに相なるわけでございますが……。

○龜田得治君 同じこと言えますよ。

○最高裁判所長官代理者(佐藤千速君) ただ、報酬の中身といふことを考えますと、国選弁護人の場合は、裁判所に出現いたしましたして弁護をするということがまさに弁護活動でございますして、それに対する報酬というものはあるのではないかと、かように考えるわけでございます。

いまずるので、裁判所に出てくるということも当然報酬をもってカバリーをすべき中身になつておるのじゃないか、こういうような考えも成り立つのじゃないか。鑑定人の場合も、裁判所に出てまいりまして鑑定の結果というものを報告し、あるいは尋問に際して答えるということ自体が、やはり鑑定活動というものであるとして一体になつておつて、それに対して報酬は支払われると、かように考えることは可能なんじゃないかと、かように思つておるわけでございますが、いかがなものでございましょうか。

○龜田得治君 いまお答えになつたようなことになりますと、出頭してしゃべつたり答へたりすること、これが弁護人の仕事であり、鑑定人の仕事だと、中心がね、そのこと自体が。だから、そうなりますとね、むしろその日当の中には、単なる損失補償じゃなしに、報酬的なものも加えてやらなければいかぬです。だから、そういういまおつたやつたようなものも日当の中に含めるといふこととなつて、七、八百円なんというふうな日当では、私はますます不適正だと思つたのです。やはり国選弁護人の場合でも、そうじゃなしに、その裁判所に出てきて時間をつぶすと、それはやはり私は日当の対象だと思つたのです。しかし、裁判所の法廷でしゃべつたり、あるいは法廷内で検討したり、あるいは諸般のめんどうを見る、このことは、やはり弁護人がまた別個に報酬をもらへるという立場が私はそこら出てくると思つたのです、それから。だから、日当、その辺がどうなりますかね。いまちよつとお答えになつたのは、そういうふうなお答えだと、もっと日当高くしなければいかぬと思つたのですよ、鑑定人は。

○最高裁判所長官代理者(佐藤千速君) そういうような意味じゃなかつたのです。先ほど申し上げましたのは、弁護活動の一環として公判廷へ出てきて弁護するということは、依頼者に会つたりあるいは資料を調査したりする全体の弁護活動の一環であるので、そつちのほうは報酬のほうで考え

るというシステムを申し上げたつもりであつたのでございます。単なる技能料というのではなくて、サービスでございますが、それは裁判所にきて弁護活動のまことに大事な点でございますし、それも含めてそれは報酬のほうの対象になるのではないかと、いふことで申し上げたつもりだったのでございます。

○龜田得治君 そういたしますとね、この弁護人とか鑑定人などには出頭雑費だけでよろしいといふことになるのですか。そうして一方のほうでこの報酬をきちんと払うと、それはきちんと払えば、そのほうがかえつて鑑定人にも弁護人にしてもらひたいと思つたわけですがね。逆に、日当の中にわずかに二百円上げるか三百円上げるかで議論しているよりね。そういうことになりませんか。

○最高裁判所長官代理者(佐藤千速君) 先ほど申しましたような考えをでございますね、とれるならば、仰せのように、日当のほうは出頭雑費といふことになると思つたのです。ただその場合は、一般的に申しまして、社会的地位の高い方々であるといふことと、それから証人に比べまして在廷時間が長いといふことは、一般的に言えるわけでございますので、そういうことを勘案して、出頭雑費的なものもその額を相当高く見るといふことになつてくるのではないかと、私はこう考えているわけなんです。

○龜田得治君 そうすると、今度は制度でいきますとね、証人のほうは出頭雑費約四百円、損失補償はまあそれを上回るものですね、千二百円以内で。具体的には若干の差はあるのですから、支給は上回るものが損失補償で、鑑定人などは、この損失補償はなくて、出頭雑費で、社会的地位等が高いから出頭雑費としても四百円というわけにはいかぬ、そういう説明になつてくるわけですね。

○最高裁判所長官代理者(佐藤千速君) 私の考えでございますと、そういうことになると思つたので

でございます。

○龜田得治君 そうすると、この民事訴訟費用法等がござまして、ずっと長い間証人よりも鑑定人などを相当上に出頭として扱ってきたわけですね。その場合は、だいたいこれは多いわけですか。その場合の多かつた理由も、この社会的な地位等の高い者の出頭雑費といふものは高くていいのだ、こういうやり方であつたらうと、まあこれは想像になるかもしれないわけですが、そういうふうには推定しておいてよろしいわけでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(佐藤千速君) もし私のきめ方はそういうことであつたらうと言わざるを得ないと思つたのでございまして、で、端的に、正直に申し上げますと、日当の本質とは何ぞやといふことが非常にわからないので、法務省ともいろいろ従前も協議をしたわけでございますが、一つの手がかりといたしましては、去る三十七年の証人日当千円にいたしましたとき、その理由と、それからそのときに七百円であつた鑑定人等がそのまゝに据え置かれたという事実、それを一つの手がかりとして考えておつたことを端的に申し上げざるを得ないんでございまして。

○秋山長造君 これね、参考人として学者の方々がここへ見えてお答えになるのは、それぞれ学者の一言言をとおっしゃるわけですから、それはまあまことにやむを得ないと思つたが、政府がこの法案を説明される以上は、やっぱり政府としてはこうだと、こう考えたら、ここに言う日当とはこうだと、どういふ基準でどういふ根拠でやつたんだといふことをきちつと示していただきたいと思つたのです。そうしないと、法務省は法務省でございまして、裁判所は裁判所であらうといふようなことを言われたんでは、これは学者の学説としてならそれは受け取れるけれども、政府の説明というものはきちつと一本になつてもらわねえと困ると思つたのです。その点、この日当の内

容なり基準なり理由というものをきちっとしてきてください。

○龜田得治君 それともう一つはね、民事訴訟費用法が制定された当時、非常に差がついておるわけですね、両者が格段に。高いわけですよ、鑑定人が。おそらくそれはやはり、当時の議会なり、あるいは議院では議論がなくとも立案過程において議論があったものだと思うんですよ、それをちょっと調べてほしいんだ。さっきからのやつは想像でして、私の申し上げるのも想像、皆さんのお答えも大抵想像のようですよ。それを調べてきちんとしてください。ここで何かこういままでの体系が非常に変化するようなふうにもとれるし、いや考え方は、精神は一貫してんだというふうにもとれるしね。よろしいかそれ。

○政府委員(川島一郎君) 当初の考え方がどうであったかということ、わかる限りで資料を調べて御報告したいと思います。

それから今度の改正についての考え方ですが、これは一応昭和三十一年に証人の日当が千円に上げられました、鑑定人は七百円のまま据え置かれたと、この時点を一応基礎といたしまして、それと今日とを比較してみた場合にどの程度値上げするのが適当であるかということを中心と考えたわけでございます。で、先ほど秋山先生から御指摘のありました、これについての考え方が統一されていない点、これについての考え方が、御指摘のような面があるわけでございますが、これは昭和三十一年の改正のときにもすでにあった問題でございます。鑑定人の日当の中に出現費以外のものを含むかどうかという点につきましては、いろいろな考え方がありますので、その当時におきましても結局こうだというはつきりした結論は出なかったように思っております。で、今回の改正はそれを受け継いだという形になっておりますので、内容がはつきりしない面があるわけでございますが、先ほど裁判所が言われたように、鑑定人につきましては、損失補償の分は報酬でカバーされると、こういう考え方がございまして、まあそれを全面的に受け入れるかどうかは別

といたしまして、かなりそういった意味合いも実際には考えざるを得ないという感じもいたしますので、そういう点から鑑定人と証人の日当が若干の差が生じていてもやむを得ないじゃないかというふうな考えでいるわけでございます。

○龜田得治君 まあ、ここばかりやっているといつまでも進みませんがね、だからはっきりしていただきたい。今度は七百円を千円にするわけでしょう、鑑定人の場合。それは出現費だけなのか、つまり、社会的な地位があるから、それで出現費だけであるけれども、証人などに渡す千二百円の中の出現費と思われる部分、それよりも高くていいんだ、こういう考え方のなか、それは主体であるけれども若干は損失補償的なものも入っているんだという考え方のなか、どっちでもいいんですからね、それをひとつはっきりしていただきたい、はつきり。それと当初の考え方をね、最初申し上げたように。

○政府委員(川島一郎君) なお十分に検討されていない部分につきましては、さらに検討いたしましたと思ひます。ただ、公務員の日当、これが出現費であるという考え方に立ちますと、この千円という一回鑑定人の日当は千円に増額するわけでございますが、千円という日当は、公務員の場合には内閣総理大臣の日当に当たるわけでございます。鑑定人について出現費としてそれだけ見ると、鑑定人について出現費としてそれだけの関係においてそれでいいのかどうかという点については、多少問題があるように思ひます。それで、やはり主として出現費を中心に考えるけれども、それ以外の面、つまり損失補償的な面も若干は何かそこに入ってくるというふうな考えざるを得ないのではないかと、かように考えております。

○龜田得治君 得ないのではないかとというふうなことじゃないに、こうですと、現段階においてはこういうふうな考えでおる。現段階においては、まあいいわ。答自体は、思うとかなんとかじゃないに、こうだと、こうしておいてもらわなければ、

やはりいつまでたっても議論が前進しません。はっきりしてもらえば、またそれに対していろいろな意見が出てきますよ。それじゃ、その点をお願いしておきます。

それと、先ほど、証人の場合は賃金並びに物価の変動の趨勢の二つを平均したものである、こういうふうにお答えになっておるのですが、これはお調べになったやつを一覧表にしてちょっと御提出願いたいと思ひます。よろしいな。

○政府委員(川島一郎君) けっこうです。

○龜田得治君 それから、提案説明によりまして、「物価の状況その他諸般の事情」ということが書いてあるのですが、この「諸般の事情」というのは具体的にどういうことですか。

○政府委員(川島一郎君) 日当を定めるにつきまして、物価の事情以外の事情として考慮いたしましたのは幾つかございまして、そのおもなものを申し上げますと、裁判所に現在調停委員とか司法委員とかそれから鑑定委員といったようなものがございます。これらの方々の日当がどうなっておるか、それとこの比較も必要であろうと考えたわけでございます。現在、調停委員と司法委員は日当が千円以内、それから鑑定委員につきましては千二百円以内ということになっております。これとこのバランスを考えたわけでございます。

それから次に、この日当は訴訟費用の一部となるわけでございます。結局は民事訴訟でありまして、被告の負担になります。それから刑事訴訟の場合には、有罪の判決を受けた場合には被告人の負担となるわけでございます。そこで、裁判を受ける当事者の負担になるということになりますと、国民が裁判を受ける権利を保障しております憲法の規定もあることでございますので、あまりこれを高くしてはいけない、国民の裁判を受ける権利を行使しにくくするといった面がございまして、そのほか、これは刑事の關係でございまして、刑事の訴訟のこういった日当は国が一時立てかえて支払うということになるわけでございます。

す。これにつきましては、国の予算がこれをどの程度認めるかということも關係がございまして、で、そういったいろいろな点を考慮したわけでございます。

○龜田得治君 根本的な問題として私疑問に思っておりますことは、臨時措置法をつくってからこれもう二十年以上になるわけですね。この民事訴訟費用法とか刑事訴訟費用法それ自体に一体化させることはできないのかどうかということですね。たとえば、ばくちがこういう法案の審議があると、平素めったに見ないのですが、審議に備えて六法などを引くと、ややこしいですね。第一、法律を三つ見なければいけない、民事、刑事、臨時と。こういうことは、なかなか専門家でもこんなものややこしいですよ。うっかりものとやつを見ているとえらい勘違いしたというふうなことになるわけですね。なぜいつまでも臨時の法律をそのままにして本法と一体化させないのか、そうしてもらったほうが非常にわかりやすいのですが、これはどういふふうに法務省なり裁判所のほうではお考えになっているのですか。

○政府委員(川島一郎君) まことにこれもまたお尋ねでございます。この臨時措置法は太平洋戦争の末期に制定されて、物価が動揺しておる時期における特例法として制定されたわけでございます。したがって、物価が安定してまいりました今日におきましては、これを今後長く存続させるというところは適当でないと考えております。法務省といたしましては、裁判所と御相談をいたしまして、なるべく早い機会にこの臨時措置法を廃止して、そうして民事訴訟費用法及び刑事訴訟費用法の中にその内容を移したいと考えております。

○龜田得治君 そういう考え方がはつきりしておるのであれば、これはすぐにでもできるわけですね。ともかく民事訴訟費用法、刑事訴訟費用法のそこへ取り込むだけなんですからね、数字を移すだけなんですからね。基本的にそのついでに各種の条項を再検討するということなどもお考えに

なっているんですか。私は必要な点はあると思うんですが。そういうことならちよつといろいろ多少時間がかかるかもしれないと思いますが、その点どうなんですか。

○政府委員(川島一郎君) 仰せのとおり、この臨時措置法を廃止するにつきましては、民事訴訟費用法及び刑事訴訟費用法につきまして、この日当以外の部分につきましても検討をして改正を行なうたいと考えております。

○龜田得治君 その点、私はそういうふうに検討されておるならけつこうだと思ふんですがね。私もまあ注文をつけたことは若干あるわけなんです。そういふことになりましますから、聞きますが、体系として民事と刑事というのを一つにこれはできないんですか。おのの民事訴訟法、刑事訴訟法につながつておるといふ関係はわかりませんがね。しかし、中身は、大体数字的なことで、同じようなことなんです。二つ法律を見るのは、ややこしくて、実際は、両者について特殊なことがあれば、その部分だけは適当な立法のしかたがあるうと思ふんです。だから、どうせ検討されるのであれば、なるべくわかりやすいものをつくつてもらうという立場から、一本化する、民事、刑事を。そういうことは検討の対象にならぬのでしょうか。また裁判所側にもお聞きしたいんですが、そのほうが私は便利だと思ふんですがね。どうでしょう、実情は。

○政府委員(川島一郎君) 現在考えております検討事項の中には、民事訴訟費用法と刑事訴訟費用法を一本化するといふことは含まれておりません。これは今回問題となつております証人、鑑定人の日当につきましては共通の問題でございますが、それ以外にかなり、民事訴訟には民事訴訟特有の事項、刑事訴訟には刑事訴訟特有の事項といふものが含まれておりますので、やはり別にしておきたいということも、ある意味では扱いやすいのではないかというふうに考えておるわけでございます。

○龜田得治君 それは、一本にするか別にしておくかというようなことは、議論になつてそういうふうにお答えになつておられるのでしょうか、あなた自身の主観的な考えなんですか。

○政府委員(川島一郎君) 私自身の主観的な考えでございます。ただ、検討事項というものは、これは裁判所のほうでも十分考えてつくられたわけでございます。

○最高裁判所長官代理者(菅野啓蔵君) 臨時措置法の改正につきましては、これはいつまでもほつておくといふことは、私もどなたもいたしまして不便でございますので、ぜひ本来の民事訴訟費用法といふことで一本でわかるようにしたいといふふうに考えております。その点につきまして、裁判所の中で内々でも検討しておるわけでございまして、実は民事訴訟費用法と直接関連をいたしますのは印紙法でございます。民事訴訟用印紙法でございます。この印紙法といふものが非常に古くなつておりました。一部改正がございまして、基本的には相当問題があるように思ひますが、この改正にとらふつ、費用法の改正といふものをどの程度にやるか、どういふ点をどういふふうにするかといふことにつきまして、内々ではある程度の研究を進めておりました。これが固まりますれば、法務省のほうと御相談をして、法律案としてなるべく早い機会に国会に提出いたす運びにしたといふ希望を持っておるわけでございます。

○龜田得治君 これは刑事局のほうではどういふことですか。

○最高裁判所長官代理者(佐藤千速君) 確かに、先生の仰せのとおり、プラクティカルであるといふことはやはり重要なことだと思ひます。一本で、それさえ見れば民事も刑事もわかるということができるなら、ベターだと思ふのでございまして。これは、中身をどうするかという問題のほか、あとは条文の技術的な問題ではないかといふふうに思つておりますが、実は一本化といふところまでいままでも私も考えておりませんので、たので、なおその観点から検討させていただきます。

い、かように思ひます。

○龜田得治君 一本化の点は多少距離のある議論のようですが、基本の費用法自体をも含めた検討をしなければならぬと思つておられるところのようなんですが、問題点はどこかというところの問題におつておるんですか。われわれから見ると、たとえば請求があれば支払うといふふうな書き方になつておりますね。しかし、気の弱い者はもうもらわないうで帰る、その辺の実態をもう少し聞きたいと思ひますけれども、そういうことも相当私はあると思ふんです。それじゃ、それは制度としてはやっぱりおかしいわけですね。単に数字を基本法に含めるとかいうのではなしに、問題になるとすればどういふ点が問題になるか、参考までにもしお示し願えたらここでお聞きしておきたいと思ひます。

○最高裁判所長官代理者(菅野啓蔵君) まず一番大きな点は、民事で申しますれば、訴訟費用としてどの範囲を訴訟費用にできるかという点が一番大きな点でございます。で、その中でも一番大きな点は、弁護士報酬を訴訟費用の中に取り入れるかどうか。これはまたいろいろな点で、理屈だけで済まないむずかしい面もあるわけでございまして。それが一番法律の關係として大きい、かように思ひます。で、印紙法の關係におきましては、いろいろこまかい点で問題になるところがございまして。これをたとえて言ひますれば、印紙法の十条などをこらんにありますと、現実はまだ十円、二十円というふうな印紙をはつてやうてい場合があるわけでございまして、たとえば保全の申し立てなどにつきましては、どういふ大きな事件でございまして百円の印紙で済むといふようなことでもございまして。それから判決和解あるいは調停等につきましても、訴価によつて訴訟と同じように印紙の額を変化させていくということがはたしていいかどうか。と申しますのは、そういうものはある程度定額制みたいなものを取り入れてもいいんじゃないかならうかといふようなことでも検討中でございまして。

○龜田得治君 刑事關係では、やはり弁護士の報酬などの問題が一番大きいんですか。

○最高裁判所長官代理者(佐藤千速君) その弁護士の報酬の問題でございまして、鑑定人が立てかえ金及び報酬を請求できる、かよになつておることと対応して、記録、謄写等の費用がかつた場合に、それを立てかえ金、実費のほうの支給として考えることは相当かどうかという問題が一つあるかと思ひます。それから、これは全般的な問題ですが、やはり旅行をいたしました場合ですね、旅費、日当といふものを、これは恒久法においては考えなければならぬんじゃないか、これは民刑共通の問題だと考えております。

○龜田得治君 この民事の費用法の十七条です、請求二因り裁判所之ヲ支払フ、こういうふうな、請求しないと思ひ、こういう規定になつておるんですがね、実際の運用はどうなつておるか、ちよつと説明してください。民事、刑事、刑事のほうは規定のしかたがまた若干違ひますが、民事はどうでしょうか、もらわないうで帰るのどの程度あるかどうかですね。

○最高裁判所長官代理者(菅野啓蔵君) これは「請求二因り」といふことでございまして、請求権はあるといふことに相なるかと思ひます。ただ、請求権があるわけでございまして、これは放棄するといふことがしたがつてまたある、法律ではあり得るということになります。現実はどうかといふことにさらになつてくるわけですが、これは実は何%ぐらいになつておるかといふ資料は持ち合せておりませんけれども、民事の場合には、純粹な第三者といふこともございましてけれども、御承知のとおり、大体におきまして当事者と密接に關係のある、たとえば親であるとか、使用人であるとか、そういう關係のあるいは密接な取引關係のある人といふような、いわば準当事者とも言える人が証人として呼ばれる場合がかなりあるわけでございまして。そういう点から、結局は敗訴者の負担になるわけでございまして、自分の勝ちと思へば請求しておいてもいいわけござい

ざいますが、手続上やはり予納しておいて証人を呼んでもらうという関係になりますので、そういう密接な関係にある証人につきましては、かなりの程度放棄ということが現実において行なわれているということが申し上げられると思います。

に払うからということでありましたら、それを信頼してと申しますか、そういうことで動いているわけでございますか。信頼して。結局、代理人のほうからそれだけの必要な費用を出してくれませんか、払えないということにもなりかねないわけでございます。

○最高裁判所長官代理人(菅野啓蔵君) お説のとおり、多少裁判所によってやり方が違うのでござ

○最高裁判所長官代理人(菅野啓蔵君) まあ、ぜひとも払わなきゃならない証人を申し出てきてま

○最高裁判所長官代理人(菅野啓蔵君) いえ、そ

○最高裁判所長官代理人(菅野啓蔵君) これは、

○最高裁判所長官代理人(菅野啓蔵君) 記録の上

○最高裁判所長官代理人(菅野啓蔵君) 全国的に

○最高裁判所長官代理人(菅野啓蔵君) 鑑定料に

○最高裁判所長官代理人(佐藤千速君) 刑事局に

○最高裁判所長官代理人(佐藤千速君) 若干統計

○最高裁判所長官代理人(佐藤千速君) 若干統計

○最高裁判所長官代理人(佐藤千速君) 若干統計

○最高裁判所長官代理人(佐藤千速君) 若干統計

○最高裁判所長官代理人(佐藤千速君) 若干統計

○最高裁判所長官代理人(佐藤千速君) 若干統計

○最高裁判所長官代理人(佐藤千速君) 若干統計

○最高裁判所長官代理人(佐藤千速君) 若干統計

○最高裁判所長官代理人(佐藤千速君) 若干統計

○最高裁判所長官代理人(佐藤千速君) 若干統計

○最高裁判所長官代理人(佐藤千速君) 若干統計

○最高裁判所長官代理人(佐藤千速君) 若干統計

○最高裁判所長官代理人(佐藤千速君) 若干統計

○最高裁判所長官代理人(佐藤千速君) 若干統計

○最高裁判所長官代理人(佐藤千速君) 若干統計

○最高裁判所長官代理人(佐藤千速君) 若干統計

○最高裁判所長官代理人(佐藤千速君) 若干統計

○最高裁判所長官代理人(佐藤千速君) 若干統計

○最高裁判所長官代理人(佐藤千速君) 若干統計

○最高裁判所長官代理人(佐藤千速君) 若干統計

○最高裁判所長官代理人(佐藤千速君) 若干統計

○最高裁判所長官代理人(佐藤千速君) 若干統計

○最高裁判所長官代理人(佐藤千速君) 若干統計

○最高裁判所長官代理人(佐藤千速君) 若干統計

○最高裁判所長官代理人(佐藤千速君) 若干統計

○最高裁判所長官代理人(佐藤千速君) 若干統計

○最高裁判所長官代理人(佐藤千速君) 若干統計

○最高裁判所長官代理人(佐藤千速君) 若干統計

○最高裁判所長官代理人(佐藤千速君) 若干統計

○最高裁判所長官代理人(佐藤千速君) 若干統計

○最高裁判所長官代理人(佐藤千速君) 若干統計

○最高裁判所長官代理人(佐藤千速君) 若干統計

○最高裁判所長官代理人(佐藤千速君) 若干統計

○最高裁判所長官代理人(佐藤千速君) 若干統計

○最高裁判所長官代理人(佐藤千速君) 若干統計

○最高裁判所長官代理人(佐藤千速君) 若干統計

○最高裁判所長官代理人(佐藤千速君) 若干統計

○最高裁判所長官代理人(佐藤千速君) 若干統計

○最高裁判所長官代理人(佐藤千速君) 若干統計

○最高裁判所長官代理人(佐藤千速君) 若干統計

○最高裁判所長官代理人(佐藤千速君) 若干統計

○最高裁判所長官代理人(佐藤千速君) 若干統計

○最高裁判所長官代理人(佐藤千速君) 若干統計

○最高裁判所長官代理人(佐藤千速君) 若干統計

○最高裁判所長官代理人(佐藤千速君) 若干統計

○最高裁判所長官代理人(佐藤千速君) 若干統計

○最高裁判所長官代理人(佐藤千速君) 若干統計

○最高裁判所長官代理人(佐藤千速君) 若干統計

○最高裁判所長官代理人(佐藤千速君) 若干統計

○最高裁判所長官代理人(佐藤千速君) 若干統計

○最高裁判所長官代理人(佐藤千速君) 若干統計

○最高裁判所長官代理人(佐藤千速君) 若干統計

○亀田得治君 四十万というのは、どういう例で
しょうか。

○最高裁判所長官代理人(佐藤千速君) これは、鑑定事項は金属の配合成分含有率等の分析ということで、秋谷教授にその鑑定をお願いいたしました事例でございます。鑑定に要した日数が五百五十日かかっております。鑑定を命じました裁判所は東京地方裁判所でございます。

○亀田得治君 刑事のほうがどうも統計がよくできていますようですが、どういう関係でしょうか、民事のほうは。当事者の……。

○最高裁判所長官代理者(菅野啓蔵君) 実は、そういうことでございまして、民事のほうは毎年この関係で予算の折衝をするということもないわけでございまして、当事者の、国家予算には関係ないということ、そういう意味で、統計をとる意味が、事件全体としてどういうことになるかという研究のために役に立とうかと思ひますけれども、直接予算の要求というためには必要のないものですから、そういうわけで民事と刑事の間にアンバランスがあるわけにあります。

○龜田得治君　しかし、鑑定料を幾らにするかということは、やはり民事の場合に裁判長がきめなければいかぬでしょう。だから、そういう統計をとっておかれるということは、ごらんになる方は、事件が一つ一つ違うということ、これはみなな専門家ですから、そんなことはわかった上で見るわけですから、非常に参考には私にはなると思うのですがね。初めての裁判官でしたから、ちょっと戸惑うのじやないですか。だれか同僚の裁判官に聞く

とか、先輩の方に聞く。聞いた相手がたまたまそういう問題について公正な考え方を持っている人ならいいけれども、それが間違っておつたら、やはり悪く影響するわけですね。だから、一般的にそういうものをそろえておくということは、やはりいいことじゃないかと思いますがね、どうなんでしょうか。

裁判所がきめる、その受訴裁判所がきめるわけでございます。その場合に、やはりかつてにきめるわ

けじゃないわけでございまして、一定の標準というものを考えた上で、そうして裁判所がきめるということに相なろうかと思うわけでございます。ただ、この刑事の場合と違ひまして、鑑定の種類というのが、いまでは外国の法規の存在というやうなことが、あるいは法規の解釈まで鑑定を学者の先生にやつてもらうというやうなこともございすし、それから医学のほうの鑑定ももちろんござい

いますし、それから土地の鑑定もございますし、ありとあらゆるものがあり、しかもその中で価格の点からいっても大きいものと小さいものとがある。なかなか一定の標準というのはきみにくいと思うわけでございますし、それから一応の標準をきめましても、やはり物価の変動というものが相当ある。今日の社会の実情におきまして、ほかの物価の変動がありましても、同じ種類のものがあ

たくさんあれば、非常に役に立つかと思えます。十年前にこういうことがあったという、たとえ一回しかないような鑑定の資料を出しておきましても、十年後にまたどういうふうに考えたらいいかということ、また新しく考えなければならぬことが多いわけでございますから、前の鑑定の事実ということがそれほど役に立つかどうかという点にも疑問があるわけでございまして、何らかの

形で統計的なものをとっておくということは、それはそれなりに役に立つかとは思いますが、刑事のほうとは多少事情が違うということを御理解いただければと思うのです。

○亀田得治君　まあ、その非常に特殊な具体的なケースを扱うわけですから、いわゆる一般的な基準をきめるということは、これはなかなかむずかしいことだし、かえって間違ひを犯すこともある

かもしれぬ。だから、そういうことではなくて、個々の事件について判断されたものを集計しておく、これは私は非常に見る人が見たら参考になることだと思うのですね。あとでそれを見て、何もそのとおりにするというわけじゃない。これは少し低過ぎるじゃないか、これは少し高過ぎるじゃないか、

いか、おれの場合ならこうしようというふうに、やはりだんだん進歩していくのだと思いますね。

だからそれはやはり、まあ全部とまではいかな
くても、何か適当と思われるようなケースのやつ
はちゃんとう資料として整備されるということ
はやはり必要だと思うのですね。

○最高裁判所長官代理人(菅野啓蔵君) お説はご
もつとまでございまして、私どもそういうことに
つきましてさっそく検討を始めたといと考えま
す。

○**龜田律治君** それでは、この証人並びに鑑定人ですね、これは年間どのくらいの人数になっておりますか。たとえば、昨午が無理であれば一昨午、刑事のほうから先におっしゃってください、そっちのほうはどうも早いから。

○**最高裁判所長官代理者(佐藤千速君)** 四十一年度における数字を申し上げます。

延べ証人の数は、十八万七千四百五十七名でござ

ざいます。これは延べと申しまするのは、一人の証人でございまして、二人の被告人に共通というような場合にはそれを二というふうに勘定をいたしますので、延べと申し上げたわけでございます。実数は、十万から十二万くらいであろうと推定いたしております。それから、そのうち日当の支給を受けました証人は約六万、かように推定いたしております。

○龜田得治君 民事のほうは、ありますか。
○最高裁判所長官代理者(菅野啓蔵君) きょう資料を持ってまいりました。
○龜田得治君 そうですか、それではないですね。

それから、その日当は、いままでは千円以内となつておりますが、実際は千円の支給をやつておるのですか、あるいはその以内で若干低目にやつ

か。

○最高裁判所長官代理人(佐藤千速君) これは、御承知のごとく、予算単価というものがござります。今回の案の、証人の最高額千二百円につきましては、六百円の予算単価というものが入ってお

るわけでございます。そうして、これをいかに支給するかという問題は、この尋問時間というもの

をまず一応の目安といたしまして考えておるわけでございます。これは従前も同様でございます。尋問時間、それから特にその地方の状況で裁判所に出頭するのに日時を要したというような場合はそれを勘案してプラスするというようなことと、それから証人の情状証人であるかどうかというようなことについても勘案するという要素もございしますが、基本的には、拘束された時間とい

うものを一応の基準にいたしまして、予算執行上不公平がないように、また予算執行に支障がないように処理いたしております。

○龜田得治君　そつちありますか。

○最高裁判所長官(代理者)(菅野啓蔵君)　支給基準につきましては、事務総長の通達が出ておるわけでございまして、これは刑事も民事も同じ基準でやるといふことになっております。

○龜田得治君　その通達ちょっと見せてください、あとから。

それで、支給金額別の人数、統計というものは整理できていますか。

○最高裁判所長官代理者（佐藤千速君）　仰せの点についての資料まではちょっとございせん。

○龜田得治君　最高額の千円を出しておるといふのはそうするとあまりないわけですね、ちょうど

予算単価としては中間くらいのとこをめどにしておるようですから。どうなんでしょう。

○最高裁判所長官代理者(佐藤千速君) 従前の、現行の基準で申し上げますと、四時間をこえた場合には七百五十円から千円という基準が一応設けられておるわけでございます。

○龜田得治君 まあそれに該当するのが何人あったかということまでははっきりしないというわけ

です。一番下の基準はどういうふうにとつてあるのです。

○最高裁判所長官代理者（佐藤千速君） 先ほどの四時間をこえたものにつきましては、一％くらいでございます。

それから、一番下のところは二時間以内、現行

の基準は三百五十円以上五百五十円以内と基準が一応定められております。

○龜田得治君 鑑定件数ですね、これは年間どれくらいになっております。

○最高裁判所長官代理人(佐藤千速君) 四十一年の取り調べで申し上げますと、鑑定人五千五百二人でございます。

○龜田得治君 まあ、先ほど平均的なやつは金額聞きましたが、若干幅があつていいわけですが、支給金額別に言うと五千五百二人というのはどういふことになるのでしょうか。

○最高裁判所長官代理人(佐藤千速君) 御質問は、日当の点でございますか。

○龜田得治君 日当と鑑定料と。

○最高裁判所長官代理人(佐藤千速君) 日当は現在七百円でございます。これは七百円フルに支給いたしております。それから鑑定料でございますが、先ほど申し上げました平均の鑑定料しかわからないのでございます。それから最高額は、先ほど申し上げました四十万というふうなもの、その他十万円以上の鑑定料を支給したという例が相当数ございます。

○龜田得治君 何件くらいあるのですか、十万円以上というのは。

○最高裁判所長官代理人(佐藤千速君) 年間十件くらいのものでございまして、鑑定料十万円以上を支給いたしております。

○龜田得治君 民事のほうでも、鑑定人の日当は、最高の七百というところで処理しておるのでしょか。

○最高裁判所長官代理人(菅野啓蔵君) さようでございます。

○龜田得治君 民事のほうで十万円以上の鑑定料を出しているという件数もわかりませんか。

○最高裁判所長官代理人(菅野啓蔵君) 件数はわかりません。

○龜田得治君 その基準について若干聞きますが、証人なんかの場合には裁判所に出てきて証言の時間というものが基準になって千円の範囲内で

操作しておるということですが、鑑定の場合の鑑定料のほうも基準ですね、これはどういふところに根拠があるのでしょうか。ばく然とした何か見当でやっていたのか、あるいは、本人たちが社会的に活動した場合にはどういふ報酬を得ているとか、そういうようなことを聞いておられるのか、どういふことなんでしょうか。

○最高裁判所長官代理人(佐藤千速君) 刑事のほうの実情を申し上げますと、鑑定人のほうから立てかえ金とそれから報酬というものを請求書を一応出してまいります。それから、従前の鑑定事例等はすべてまとめまして各庁に配付してございます。でございますから、鑑定事項とそれに対する報酬額というふうなものは、各庁では従前の経験として承知しておりますので、それを参考にいたしまして具体的な報酬額を決定いたすということに相なるわけでございます。

○龜田得治君 その請求書をまず出さすということのようですが、請求金額と裁判所の決定額だいぶ違いますか。

○最高裁判所長官代理人(佐藤千速君) 実はそこまではわからないのでございますが、この最近の事例では、鑑定料、鑑定報酬が相当高額になっておりますので、おそらくこの請求されたというものが不合理でないというふうに判断いたした場合には請求どおり支払う例が多いのではないかとこのように推測するわけでございます。

○龜田得治君 さっき言われましたね、四十万とそれから十万以上。これはもう特殊な事件でしゅうから、すぐお調べ願えばわかると思いますが、それはどうなっているのですか、その点について。

○最高裁判所長官代理人(佐藤千速君) 実は、私も各庁から報告を受けておりますものが、請求額まで要求しておりますので、結果的に鑑定に要した日数、鑑定料、鑑定事項というふうなことに限って集計いたしておりますので、請求額まではちょっとわかりかねるのでございます。

○龜田得治君 その全部についてそんなことをお聞きする必要はないと思いますが、四十万の件と十万の件だけ、ちょっと電話でそれはわかると思ひますから、聞いてくれませんか。

○最高裁判所長官代理人(佐藤千速君) 承知いたしました。

○龜田得治君 それから、刑事の場合には、この判決前に日当などを請求しなきゃならぬ、こういう規定になっているわけですね。あれは判決後ではいけないのでしょうか。請求権があるものを放棄するのは別として、放棄もしないのに判決前と、これはまあそのほうが区切りがよいというところはわかりますが、こういう点はどうなんでしょう。

○最高裁判所長官代理人(佐藤千速君) 御承知のとく、これは訴訟費用になるわけでございます。まして、刑事で申し上げますと、刑事訴訟法の百八十一条以下で訴訟費用の負担の問題が起きてまいりますので、言い渡しのときまでに請求するかどうかが、言いかけておられますと、その負担の裁判あるいは免除の裁判というものでございという関係で、このように日を画しているものと思ひます。

○龜田得治君 民事の場合には、そういう規定はありませんね。

○最高裁判所長官代理人(菅野啓蔵君) ございませぬ。

○龜田得治君 そうしたら、あとからでも請求できるわけですか。

○最高裁判所長官代理人(菅野啓蔵君) お説のとおり、判決の際には、訴訟費用の負担者だけをきめるというところになっております。あとで訴訟費用額の確定決定で、初めて具体的な額がきまるわけでございます。

○龜田得治君 だから、あとから請求しても特に支障はないわけですね。

○最高裁判所長官代理人(菅野啓蔵君) ええ、そういうことでございます。

○龜田得治君 刑事の場合でも、判決言い渡しの際に具体的な金額まで明示するわけじゃないのですから、判決言い渡しの時点で切ってしまうというのには、ちょっと不都合な場合もあり得るのじゃないかと思ひますが、どうなんでしょう。

○最高裁判所長官代理人(佐藤千速君) 先ほど申し上げましたように、全部または一部を負担せざるというたてまえをとっております限りは、訴訟費用があるのかないのかということがやはり問題になると思ひます。それから、貧困のために訴訟費用を負担させることは相当でない場合には、すでに裁判の言い渡しの際にこれを免除するということでございますので、貧困であるかどうかというところは訴訟費用となるべき額との関係においてやはり考えなければならぬ事柄であると思ひますので、そのような関係から言い渡しまでに請求をするということにしていると、かように考えるわけでございます。

○龜田得治君 言い渡しの時点においては、裁判所では訴訟費用の計算というものは実際にはしてあります。

○最高裁判所長官代理人(佐藤千速君) 私どもの刑事裁判の経験から申しますと、いま申し上げましたように、訴訟費用の負担をさせなければならぬかどうかというところは常に言い渡しのときに問題になりますので、結審をいたしまして判決する際は、そこを檢討いたしましてきめておるわけでございます。

○龜田得治君 判決ごとに一々ちゃんと言い渡しのときには計算をしたものができておりますか。

○最高裁判所長官代理人(佐藤千速君) これは証人なんかの日当の支払いの場合は、もう証人を取り調べましたときに、終わりましたときに、支給をするというところで、ずっと経過をたどってわかっておるわけでございます。問題は、弁護人の報酬であらうかと思ひます。報酬を幾らにするかというところは、言い渡しのときまでには請求しておいていただくという措置をとりませんと、報酬額

の決定が、支給できないということになります。で、問題は報酬額であろうかと思うのでございますが、その場合でも、貧困で一部あるいは全部を免除するかどうかということを考えなければならぬ立場にございいますので、そのところは、やはり全体の額というものを裁判官は把握していなければならぬので、われわれの経験では、言い渡しのときはそのところをちゃんと検討いたしておるわけでございます。

○龜田得治君 こういう法律、これが問題になるまで、こちらあまりそういうことを関心を持たなかったものだから、この機会にお聞きしたわけですが、一応きょうはこの程度で、だいぶ時間がおそくなっていますから。

○委員長(北條篤八君) 本案に対する質疑は、本日はこの程度にいたします。本日はこれにて散会いたします。

午後一時五十分散会

四月九日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律(昭和二十二年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

別表第四表中「相川簡易裁判所」を「新潟県佐渡郡相川町」に改める。

別表第五表千葉簡易裁判所の管轄区域の欄中「市原郡」を削り、同表前橋簡易裁判所の管轄区域の欄中「城南村」を削り、同表相川簡易裁判所の名称の欄中「相川」を「佐渡」に改

め、同表伊勢簡易裁判所の管轄区域の欄中「度会村」を「度会町」に改め、同表木古内簡易裁判所の管轄区域の欄中「知内村」を「知内町」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、相川簡易裁判所に関する部分の改正規定は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

昭和四十三年四月二十四日印刷

昭和四十三年四月二十五日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局